

明治大正期の沖縄における木材利用の状況について

— 『沖縄県森林視察復命書』の記述を中心に—

久場 政彦¹⁾

Wood Usage in Okinawa during Meiji and Taisho Era Described in the "Report of the Forest survey in Okinawa Prefecture".

Masahiko KUBA¹⁾

1 はじめに

本稿は、明治大正期の沖縄における木材利用の状況について、民家¹⁾の用材を中心に考察するものである。管見によれば、沖縄の木材利用に関する歴史的研究は、近世の林政（杣山制度など）について論じたものが多く、民家の用材に視点を据えたものはごくわずかである²⁾。

以下では、琉球王国時代から明治大正期にいたる木材利用の歴史を振り返りつつ、民家の用材をめぐる状況がどのように変化したのかについて概観する。とくに本稿では、明治37年の「沖縄県森林視察復命書³⁾」（以下、「復命書」と略す）をとり上げ、民家の用材に関わる記述を中心に考察する。本資料は、1904年（明治37）2～4月にかけて、沖縄県の森林状況を視察した農商務省山林局の藤令三郎（書記）及び森壬五郎（監督官兼技師）の両名による所管大臣宛ての復命書である。本文は、第1章「総説」（沖縄の歴史・地方制度・位置・地質・気候・交通・人民の生活・産業の状態）と第2章「木材薪炭の需用供給」（杣山樹木の処分額、砂糖樽用樽材、薪炭、輸出林産物、輸入林産物等）及び第3章「林野の配置及状況」（森林の状況、杣山の制度等）で構成されており、当時の状況をうかがい知る貴重な資料となっている。本稿では、第1章と第2章を中心に考察を行う。

2 王国時代の木材利用の状況について

沖縄では、高温多湿の気候風土のため、往時から民家の用材として、湿気と虫害につよいチャーギ（イヌマキ）、イーク（モッコク）、ヒノキ、スギ、シイ、イジュ等が用いられてきた。ただし、これら用材の使用が認められていたのは上級士族や富裕層に限られており、人口の大半を占める田舎百姓（農民）は、雑木を小屋組みした「穴屋⁴⁾」と呼ばれる掘立小屋に居住していた。

首里王府は、慢性的な木材の不足に対して、種別に用途を制限してその温存を図るなどの対策を講じてきた。用材の制限令については、1667年（寛文七）4月23日に布達された文書⁵⁾（「羽地仕置」）に次のように記されている。

一、榎木松木御用木二而候間奉行所無手形、私二伐取致商売候儀堅停止之事

一、於諸在郷松榎木二而新敷作事仕候儀向後堅く可為禁止事

これは、首里王府が用材確保と森林保護のため、「榎木（チャーギ）」・「松木」を「御用木」として位置づけ、奉行所の許可なく私的に伐採・売却することを禁じた法令である。以後、地方の農民が家屋を建造する際は山奉行の検査を受けねばならず、もし違反した場合は取り壊しのうえ処罰された。

さらに、1737年（元文二）の「杣山法式帳」には「榎木いくかしの木椎木いぢよ杯の類は不及申に其外の木とてても件之通養生致し候」とあり、御用木が

1) 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, Omoromachi 3-1-1, Naha-shi, Okinawa, 900-0006 Japan.

イーク、アカギ、シイ、イジュにまで拡大している⁶。

先述のとおり、御用木を用いた家屋は上級士族や富裕層に限られていたが、那覇では身分に関係なく使用が認められていた。これは、国家としての体裁（開港場で外国人の出入りがある等）が大きな理由であったとみなされている。この時代の状況について、1719年（享保四）に来琉した冊封使の徐葆光が次のように述べている⁷。

屋檜木を用ゐて梁柱と作す。堅潤細理にして千年蠹せず。一名羅漢松と云ふ。大島喜界に出る所尤も優なり。価も亦甚貴し。屋一間を作るに費五百金に至る。故に久米の大夫の家、従官年あれど尚ほ茅を結ぶ者多し。首里の大家は皆此を以て屋を造り地に鋪く。之を久しうして光潤鑑とすべし...

徐の記述によれば、18世紀の琉球では、家屋（柱や梁、床）の用材として虫害につよい檜木（チャークギ）を用いていること、檜木は大島喜界（奄美大島と喜界島）産が良材として人気があること、檜木は著しく高価で久米村の大夫（高位の仕官者）の家屋ですら質素な茅葺であること、首里の大家（上級士族）の屋敷はいずれも檜木を用いていたことなどが記されている。

ここで、王国時代の木材供給について触れておきたい。首里王府は、御用木の造林保護を各間切（行政区）に命令し、杉やイヌマキ等を杣山に植林させた（この制度を「仕立敷」と言う）。戦前の沖縄研究の大家である真境名安興は自著『沖縄一千年史』の中で「此等の造林制度は其後百数十年間も継続施行せられて遂に置県後に至る迄実行せられしものにて国内の建築材、船材、橋梁材、器具材等に至る迄其需要を充たし、所謂自給自足の主旨を貫徹せり」と述べており、需要を十分に満たしていたと断言している⁸。

他方、真境名は「城改築のときの用材は古来『御仕立敷』『御用木』等として政庁にて保護造林を為せしも、大木の欠乏は時に補充すること能はざりし場合あり⁹」と指摘し、その事例として『球陽』「正徳二年」条の記事¹⁰を紹介している。

先年、王城回祿し將に宮殿を修造せんとなす。而れども材木欠乏せしを以て薩州に買求めしむ、仍て薩州太守吉貴公、材木一万九千五百二十五本を寄賜し、以て之れを補う

これは、王城改築のため薩摩に用材を求め、材木1万9,525本を寄賜されたという内容である。また、『琉球館文書』寛政四年の条¹¹に「杉完料板類不足につき援助願ひ」の記事があり、その中で「此節琉球より申越の趣は、素より材木不自由御座候上、別て木位不宜、虫付亦有之（後略）」と、薩摩藩に慢性的な木材の不足を訴えている。この記録からは、漆器製作を管掌する貝摺奉行職（役所）が、漆器の素材（デイゴの他に、本土産のヒノキ・杉が使われていた）を島津氏から調達していたことが判る。

では、その他の木材輸入に関する事例はどうか。1754年（宝暦四）に建造された久米島の上江洲家住宅には、一番座の内壁に最大幅50センチの幅広杉材が用いられており、「専門筋によると少なくとも百年以上経たスギ材というので本土産であろう」と指摘している¹²。工法上からも、これが創建当初の旧材であり、明治以降に補修したものでないことは間違いないようである。王国時代に県外から杉材が持ち込まれた事例の一つであるが、どういう経路で輸入されたのか、詳細は不明である。

3 明治大正期の木材利用の状況について

廃藩置県後の木材利用の状況についてはどうか。近代化に伴う産業の発達や人口の増加・流入等により木材利用の頻度も格段に高まるべきところであるが、県下においては、明治政府による「旧慣温存」政策等の影響もあって産業の育成や社会資本の整備が大きく立ち遅れ、木材利用も停滞した状況にあった。

この点に関して、先述の「復命書」では次のように報告されている¹³。

同県下二在りテ八河川短小ニシテ橋梁二要スル用材少ク電信八主トシテ海底ニ沈設スルヲ以テ陸上ヲ通スル距離短クシテ電柱ノ所要多カラス四周環海ノ海嶼多ケレトモ旧時造船ニ制限アリテ漫ニ其数ヲ増加スルヲ許サヽリシカハ今尚其

余習ヲ存シ且漁業ノ発達セサルカ為船舶ノ需用少クシテ之ニ要スル木材亦多カラズ住民生活ノ状態甚タ簡単ニシテ一般ニ其程度高カラサルカ故ニ器具ヲ具スル少クシテ之ニ要スル木材亦固ヨリ多量ナラス木材ヲ要スル工業トシテハ一ケ年ノ産額三万円ヲ出テサル漆器業アルノミニシテ之ニ要スル素材亦小額ニ過キス唯タ本県ニ於テ稍々木材ヲ要スルハ多量ナルハ将来大ニ本県ニ於テ発達スヘキ余地ヲ存スル砂糖ノ樽材アルノミ

当時、沖縄では橋梁や電柱に木材を利用する頻度が低く、造船業も漁業が未発達であるため需要が乏しい。更に、木材利用の頻度が高い地場産業の漆器業についても小規模であり、今後需要が期待できるのは唯一砂糖樽の用材のみであると結論づけている。更に、「同県下ニ在リテハ木材ノ代用ヲ為スヘキ石、鉄、煉瓦及石炭ノ如キハ絶テ使用ノ途開ケスト雖トモ気候暖温ニシテ且住民生活ノ程度低ク生計ノ状態極メテ簡単素樸ナルカ故ニ内地ニ比スレハ木材薪炭ノ需用ハ著シク小額ナルヘシ¹⁴」とあり、日常生活の場においても、木材の利用は低調であったことが指摘されている。

では、建築用材をめぐる状況についてはどのようなものであったか。この点について、同じく「復命書」には次のような記述がある¹⁵。

今沖縄県下住民生活ノ状態ヲ観察スルニ上流ノ士族、官吏及富豪ノ農商家ニ在リテハ内地ニ於ケル中流ノ家屋ニ居住シ其建築ニハ羅漢松、杉、檜、イジュ、赤木又稀ニフクギヲ用ヒ稍々多量ノ木材ヲ使用スレトモ此ノ如キ上等ノ家屋ハ其数極メテ少クシテ同県下ノ総戸数ニ比スレハ実ニ九年ノ一毛タルニ過キス（中略）余習今尚存シ近時ノ建築ニ係ルモノト雖トモ皆旧時ニ則リ殆ント一定ノ形式ニ依ルヲ常トシ敢テ改ムルコトナキ

王国時代に布達された木材利用の制限令は、置県後も旧慣例として10年間存続し、1889年（明治23）にようやく解除された。しかし、上述のとおり、解除後10年以上が経過した明治37年の時点では、未だ

解除の効果がみられず、木材をふんだんに使用した民家はごく一部に過ぎなかった。いわゆる「木造瓦葺」の民家が各地で盛んに建てられるようになるのは、大正期に入ってからである。

『県史』によれば「大正（1912年以降）頃には都会の住居が改築される毎に屋根は瓦葺きが多くなり、木材も値は高いので、スギ材を用いる家が増えてきた¹⁶」とあり、この頃から民家の建材としてスギ材の需要が高まっていることが指摘されている。そしてこうした「建築ブーム」により、県内の木材自給は極めて困難となり、県外産の輸入材に頼らざるを得ない状況となる¹⁷。

試みに、大正期の新聞¹⁸に掲載された木材販売の広告を概観すると、専門店で取扱われている主要品目は県外（秋田、宮崎、鹿児島）産のイーク、スギだけでなくチャージも含まれていることが分かる（表1参照）。『県史』の記述では、県外産のチャージは高価であるため民家の建材はもっぱらスギ材を使用していたとあるが、ではこれらの輸入チャージにはどのような需要があったのか。

この点について、『復命書』に以下の記述がある¹⁹。

供給額ノ著シク需用額ニ超過スルニ拘ハラズ尚前表ニ掲ケルカ如ク年々十万円内外ノ木材板類ヲ輸入セルハ一見奇異ノ観ナキニ非スト雖トモ輸入ニ係ルモノハ主トシテ本県ニ乏シキ杉（船舶築造用ノ弁甲材並建築及器具用ノ四分板、八分板）羅漢松（建築用ノ柱及角材）等ノ木材板類ニシテ多クハ内地ヨリ移住セシ者ノ需用スル所ニ係リ同県ニ産スル木材板類木取ノ寸尺内地人ノ建築ニ適セサルモノアル（中略）此種ノ輸入ハ今後内地人ノ移住多キヲ加フルト生計ノ程度漸ク高マレルトニ從ヒ漸次其ノ額ヲ増加スルハ寔ニ已ムヲ得サルノ現象ナリトス

県内における森林の年間成長量と木材の消費量を比較した場合、成長量（供給額）が消費量（需要額）を上回っているにもかかわらず、毎年大量の木材が県外から輸入されている状況は一見すると奇異に思えるが、その輸入材の多くは主に県外から移住した寄留民の需要に応じるためであると指摘している²⁰。

その理由として、県内産は寄留民の建築物に適した規格でないということが挙げられている。

続けて、県内産の木材板類の木取（規格）が異なる理由として、「復命書」に次のような記述がある²¹。

本島連山ニ於ケル運輸ノ関係八間切村等人家集団ノ地ヨリ林内ニ通スル數条ノ細径ヲ存スレトモ頗ル峻難ニシテ或ハ山崖ヲ踰工或ハ溪澗ヲ涉リ僅ニ徒歩スルコトヲ得ルニ止リ固ヨリ車馬ヲ通スヘカラス川亦細短ニシテ舟筏ヲ通セザルニ依リ林産物ノ運搬ハ総テ人肩ヲ以テシ他ニ運搬ノ方法ヲ講セサルカ故ニ運賃ヲ要スル多キノミナラス大材ハ之ヲ運搬スルヲ得サルヲ以テ造林上ノ不利益ヲ顧ミス小形ニ造林シテ搬出スルヲ常トス

木取（規格）の詳細については不明であるが、当時の那覇を中心に活動を展開していた寄留商人が店舗や住宅の建材として高価なチャージを使用していたと思われる。先述のように、県民の多くは虫害につよいチャージでなく、安価な県外産のスギ材を多く用いており、当然のごとく虫害の被害が深刻な状況にあった²²。

殊に白蟻の害毒猛烈なる南国にありては、北国産の良材美木は毫も其の用を為さざるものにて、置県後に於ける建築物に通用なる失敗は暴風雨を計算に入れざる為め潰倒雨漏の虞ありしこと、白蟻の害に侵されしこと等なりとす。

「北国産の良材美木」の使用により蔓延することになった台風被害や虫害の被害について、「置県後に於ける建築物に通用なる失敗」と断罪している。当時、これらの被害が社会問題化していたことを示す記述である。

4 おわりに

以上、明治大正期の木材利用について概観した。最後に要点をまとめる。

一、木材利用については、廃藩置県後も変わらず、産業・社会資本・日常生活の各場面で低調であっ

た。

二、民家の木材利用は、王国時代の制限令が撤廃された後も低調であった。

三、大正期になり、ようやく木材を多く利用した民家の建築が顕著となり、県外産の木材が輸入されるようになる。

四、県外産のチャージは、民家の柱及び角材として利用されたが、値段が高価であったため、もっぱら県外からの寄留民が使用し、県民の多くは安価なスギ材を用いていた。

五、県外産のスギ材が使用されるようになり、台風被害や虫害等の被害が顕著になり、社会問題化していた。

以上である。筆者は歴史分野については門外漢であるが、博物館新館建設における民俗部門の展示の際に、近代沖縄の民家史に興味を抱き拙稿をまとめた次第である。冒頭でも指摘したとおり、沖縄の民家に関する歴史的な研究、とりわけ近代沖縄における民家史については停滞した状況にあり、満足すべき研究成果が得られていない。今後の展開が待たれるところである。

【表1】大正期の新聞に掲載された材木店及び材木販売の広告 一覧

文中の「赤木」は「イーク」のルビが4例(印)あるので、すべてイークと解釈した。

新聞	掲載年月日	号数	事業主(所在地)	本文	備考
沖 縄 朝 日 新 聞	1920(T 09)05/09 " 10/25 1922(T 11)05/06 1924(T 13)12/15 " 12/19 1925(T 14)03/05 " 03/13	1584-1 1731-3 2226-1 3091-2 3095-3 3167-1 3175-1	浦崎材木店 那覇區東字仲毛	山原材大島木材 専門並二内地産 赤楨木、其他杉挽 角材、小割物澤山 品揃ひ殊二割引 いたします	イーク チャーギ スギ
	1920(T 09)07/23	1644-1	大島材専門 大島屋盛材木店	着荷案内 一、楨木赤材澤山着荷	チャーギ イーク()
	1920(T 09)05/09	1584-1	鈴木製材所 那覇美橋町	製糖期も早や來ました 弊社の低廉販賣を御試めし有れよ 黒糖樽 白下樽 其他製材債挽も大勉強を以て 御用命に應じます	砂糖樽樽板
	1920(T 09)05/09	1584-1	宮城タマ 製材所國頭村字與那	謹告 今般砂糖樽皮クリ板品 質優良ノ材料ヲ使用シ 製材ニ着手シ多數 二付多少ニ不拘御買入 ノ程願上候	砂糖樽樽板
	1920(T 09) 07/23 " 10/22	1644-1 1728-4	親泊材木店 那覇東町一丁目廿九番(旧東 大少路)	材木界ノ勉強家生ル 板材木建築用材一式 樽板 輪竹	樽樽板
	1920(T 09) 08/19 " 10/06 " 10/19	1670-3 1714-4 1726-4	飛岡材木店 東町松田橋通り	何時モ 1ツ葉材 赤木材 ノ豊富ノ店	チャーギ イーク
	1921(T 10) 01/29	1819-3	鈴木製材所 久茂地川端通り	黒糖樽皮(在庫品五挺) 輪竹(宮崎懸及鹿兒島荷撰物) 右特別勉強を以て販売致しますから多 少とも御買上げの程願ます	砂糖樽樽板
	1924(T 13) 10/25 1925(T 14) 03/10 " 03/17 " 05/23	3043-3 3172-1 3179-4 3242-4	濱田造船所 垣花町一ノ六	材木販賣部開設 電話二六二 杉板類御小賣 品質純良 七部板・四部板・戸板・垂木 貴挽角類 價格低廉	スギ
	1925(T 14) 03/06	3168-1	日高製材所 那覇市久茂地川	樽皮及製板	樽樽板

沖縄時事新報	1920(T 09) 02/20 " 08/07	248-4 413-1	秋田懸秋田木材 株式会社特約店 <カ一島袋商店木材部 那覇區西新町三丁目八番地	最近着荷御案内 一 杉角材三寸五分ヨリ六寸角迄各種 一 杉材平物 各種 一 赤木一ツ葉 角物 平物 各種 一 タブ材平物 厚四寸五寸六寸 幅六寸ヨリ一尺八寸迄 長一間半ヨ リ五間迄 一 全 一尺角ヨリ一尺八寸迄 各種 一 杉板 各種 一 ヌキタルキ 各種 一 小割物 各種 其外建築材色々 前途木材界の活躍ヲ見越昨年ヨリ産地 ニ於テ特約多數安價ニ買付今般右品物 澤山着荷致候間際精々割引販賣可致候 間多少ニ不拘御購求之程奉願上候	スギ イーク チャーギ タブノキ
沖縄時事新報	1920(T 09) 07/20	396-4	大島材専門盛材木店旭橋通り	楨赤材澤山着荷	チャーギ イーク
	1920(T 09) 07/20	396-4	萬金物商佐藤金物店 那覇區東町大門前通り 電話四百六番	杉材木丸太着荷 種目 杉材 長丸太 赤木 一ツ葉 右精々安價ヲ以テ販賣仕可候	スギ イーク() チャーギ
沖縄日日新聞	1920(T 09) 09/26	3942-1	読谷山村比謝橋 木ノ下材木部支店 (呉服反物並ニ雜貨商 木ノ下商店 石門通)	一葉赤木杉角一切 板戸棧	チャーギ アカギ
琉球新報	1921(T 10) 05/14	7466-1	福元建築商店 那覇區東町二丁目 電話四四 番	廣告 一、日向、鹿児島秋田産 種材木 一、一ツ葉、赤木、タブ(タブ材八如 何ナル長寸法ニテモ引受マス) 一、輪竹シイクレ、松板 一、セメント、釘類 尚當店ハ内地所有山林立木ヲ絶ヘズ製 材シ且鹿児島三州木材株式会社特約店 ナレバ如何ナルご注文ニテモ安價見積 確實迅速ニ引受マスカラ多少ニ拘ラズ ご用命願上マス	チャーギ イーク() タブノキ マツ
	1921(T 10) 12/30	7678-1	便利瓦特約店 中尾材木店 ナハ市下泉テツ 電話三四三番	杉角材四分板類 一ツ葉赤木材	スギ チャーギ イーク
	1925(T 14) 03/25	8738-3	諸板材木商 飛岡材木店 東三省 でん話六三番	東町大火罹災者御諸士へ急告 當今一般不況ノ折柄今回ノ大火ハ罹災 者諸士ニ對シ同情ニ堪ヘス就テハ弊店 販賣品諸板材木類在庫品多數持合せ有 之尚産地ヨリ続々製品着荷致シ候ヘバ 聊カ社會奉仕トシテ罹災者諸士ニ限り 特ニ割引提供可致候ヘバ陸續御用命ノ 程願上候	
	1929(S 04) 04/14	10156-1	仲田材木店 那覇市旭町十七番地	品が良くて値段の廉い 楨材 赤木材 たくさんあります	チャーギ イーク()

参考文献

- ・徐葆光『中山傳信録』下（郷土史講座テキスト冊封使使録集11）（1977 沖縄県立図書館）
 - 『沖縄県史第14巻資料編4 雑纂1』（1965 琉球政府）
 - ・藤令三郎・森壬五郎「沖縄県森林視察復命書」『沖縄県史第21巻資料編11 旧慣調査資料』（1968 琉球政府）
 - ・『沖縄文化史料集成5 球陽 読み下し編』（1974 球陽研究会）
 - ・『沖縄県史研究叢書17 植物標本より得られた近代沖縄の新聞』（2007 沖縄文化振興会）
 - ・『重要文化財 上江洲家住宅 主屋 前の屋 石牆保存修理工事報告書』（1995 財団法人文化財建造物保存技術協会）
 - ・「琉球館文書」『那覇市史 資料編第1巻2』（1970 那覇市役所）
 - ・野村孝文『南西諸島の民家』（1961 相模書房）
 - ・鶴藤鹿忠『琉球地方の民家』（1972 明玄書房）
 - ・平敷令治・又吉真三「第3章 衣・食・住」『沖縄県史第22巻 各論編10 民俗1』所収（1972 琉球政府）
 - ・又吉真三「第2章 衣・食・住 第三節 住」『那覇市史 資料編第2巻中の7 那覇の民俗』所収（1979 那覇市企画部市史編集室）
 - ・『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』（1981 沖縄県沖縄史料編集所）
 - ・『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』（1981 沖縄県沖縄史料編集所）
 - ・真境名安興『沖縄一千年史』（1934・三版 沖縄郷土研究会）
 - ・真境名安興『沖縄県土木史』沖縄県史研究叢書7（1999 沖縄県教育委員会）
 - ・西里喜行『近代沖縄の寄留商人』（1982 ひるぎ社）
 - ・原田禹雄訳注・徐葆光『中山傳信録』（1999 榕樹書林）
- 注
- （1）民家とは、伝統的な技法・様式を用いた家屋のことをいう。沖縄では、「穴屋」（アナヤー）と「貫木屋」（ヌチジャー）に大別される。
- なお、本稿では、「民家＝技法・様式」「家屋＝建物」「住居＝生活空間」の意味で使用する。
- （2）前掲の野村孝文（1961）、鶴藤鹿忠（1972）、平敷令治・又吉真三（1972）、又吉真三（1979）が詳しい。
 - （3）前掲「復命書」（1968）
 - （4）「穴屋」とは、古代から続く掘立小屋住居の呼称。柱は石柱を用い、床は竹床藁敷き或いは筵敷きで、壁をチニブ（竹を網代編みにしたもので囲んだ）。
一方、「貫木屋」とは、柱に貫穴を明け、貫を通して楔で締める構造の建物を指す。これは、鎌倉時代に禅宗建築の導入に伴って伝えられた日本建築の古い形式である。茅葺きと瓦葺きの両方があった。
 - （5）前掲『沖縄県史料 前近代1』（1981）17頁
 - （6）前掲『沖縄県史料 前近代6』（1981）171頁
 - （7）前掲『中山伝信録』（1977）176-177頁、原田（1999）480-481頁
原文は以下のとおり
屋用檜木作梁柱堅潤細理千年不蠹一名羅漢杉大島奇界所出尤良價亦甚貴作屋一間費至五百金故久米大夫家從宦有年尚多結茅者首里大家皆以造纂屋鋪地久之光潤可鑑
 - （8）真境名『沖縄一千年史』（1934）510頁
 - （9）真境名『沖縄県土木史』（1999）115頁
同書は、県立沖縄図書館『郷土志料目録』（昭和3）に記載されていたが、長いあいだ所在不明であった。先般、謄写版が見つかり「大正7年」脱稿であることが確認された。
 - （10）前掲『沖縄文化史料集成5』（1974）96頁
 - （11）前掲「琉球館文書」（1970）79頁
 - （12）前掲『上江洲家住宅』（1995）81頁
 - （13）前掲「復命書」（1968）714頁
 - （14）前掲「復命書」（1968）715頁
 - （15）前掲「復命書」（1968）713頁
 - （16）前掲『県史第22巻』（1972）276頁
 - （17）前掲『沖縄県史研究叢書17』（2007）に、大正期の木材需給の状況について記した記事がある。
経済救済と我觀沖縄（三）坂口総一郎
沖縄の人は白蟻の害に就ては相當注意を拂つ

たやうで、木材はチャーギ（イヌマキ）イーク（モッコク）を第一として居る所で今日沖縄の何処にチャーギイークの大木があらう、沖縄本島では悲しい哉。金の草鞋で捜しても一軒の家を建てる木さへ得られまい。西表島のコザ岳ハテルマ岳の頂き近くにはチャーギの大木の現存するのを 受けるけれども眞直で柱の取れるやうなのは稀である。然らば外の木はどうか之も大きな声で言へぬ恐らく松以外のもので建築材として用ひられるものはどれ程あらう 松も今日では少ないのではないが實に本懸は木材の飢饉が来て居る 故に造林は急務中の急務であるが之も日射と暴風で頗る困難で従来本懸の造林が多く失敗の歴史を持つてゐるやうだが之は誰が行つても困難は困難である そこで今後は沖縄の家は 輸入材に依らねばならぬが白蟻妨害剤を ひれば兎に角蟻害は防いでも杉材では腐朽早く且つ運賃を要する所から常に他府懸で建築するよりも一割や二割高くなるのは明白である

1924（大正13）12月3日 3079号2頁

(18) 前掲『県史研究叢書17』(2007)より抜粋

同資料は、坂口聰一郎資料、京都大学総合博物館、京都大学植物学研究室の植物標本より得られた近代沖縄の新聞リストを整理したものである。掲載新聞は、沖縄朝日新聞、沖縄時事新報、沖縄昭和新聞、沖縄新聞、沖縄タイムス、沖縄日日新聞、沖縄日報、日刊沖縄新聞、琉球新報、大阪毎日新聞鹿児島沖縄版である。発行年は、大正期を中心に明治～昭和期まで広い時期に亘る。

(19) 前掲「復命書」(1968) 718頁

(20) 当時の寄留民の数（戸数）については、「復命書」に以下の記載あり。

沖縄県勢一斑（明治35年現在）

総戸数93,747戸（華土族25,320戸、平民66,207戸、其他寄留2,220戸）

総人口471,045戸（男233,481人、女237,664人）

全戸数に占める寄留民の割合は4%強に過ぎないが、圧倒的な財力の差を背景に、当時の沖縄社会全般につよい影響力を及ぼしていた。

明治21年の旅行記『琉球見聞雑記』には当時

の「内地人」と「土人（沖縄人）」をめぐる状況が紹介されている。

当節内地人ノ沖縄ニ入入り居ルモノ凡ソ二千名ニ近シトノコトニテ其内鹿児島島人十分ノ九ヲ占メ余八大抵京坂地方ノ落武者ナル由・・・利ノアル仕事ハ総テ内地人ノ手ニ入り引合ハサル役廻リハ常ニ土人ニ帰シ・・・肝心ノ表通りハ内地人ノ商店ニテ場末ノ窮巷ハ土人ノ住居ナリ

（前掲『県史第14巻』487頁 1965、琉球政府）

なお、文中における「土人」の語義であるが、中村淳「＜土人＞論 - 「土人」イメージの形成と展開」（藤原徹編『近代日本の他者像と自画像』2001、85-128頁 柏書房）によれば、当時は「土民」と同義の「その土地・地方の人」が一般的であり、「土人 - 野蛮人」のイメージが定着したのは明治末～大正期の頃であると指摘している。

(21) 前掲「復命書」(1968) 725頁

(22) 真境名『沖縄県土木史』(1999) 135頁